

保安林の指定の解除手続期間の短縮

(平成31年3月29日 林野庁通知30林整治第2654号、30林整治第2704号、30林整治第2705号)

特例措置前

①転用を目的とする保安林の指定の解除について、解除の要件の一つとして「用地事情」を満たす必要がある。

※用地事情: その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

②保安林の指定の解除の「確定告示」は、保安林の指定の目的の達成に支障が無いよう、保安林の機能を代替する施設の措置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて、確認を行った後に行う。

(規制の根拠)

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知)他

ニーズ

○保安林の指定の解除に当たっては、「用地事情」の適合性の審査等に時間を要することから、早期の事業化が困難となっている。

特例措置

①保安林の指定の解除に係る「用地事情」の適用を除外する特例

国家戦略特区において、都道府県が製造場を整備する際に、当該事業が既存事業と一体的に実施されるものであり、当該事業区域が主たる区域に隣接していること等、一定の要件を満たす場合、「用地事情」の適用を除外する特例を設ける。

②保安林の指定の解除に係る確定告示の処理の特例

国家戦略特区において、都道府県が製造場を整備する際に、保安林の指定の解除に必要な代替施設の設置等が確実に講じられること等を確認した場合は、速やかに保安林の指定の解除の「確定告示」を行う。

効果

○保安林の解除手続の期間短縮により、早期事業化を実現